

当面の除染特別地域 (警戒区域及び計画的避難区域) の除染工程表

平成24年1月
環境省

除染特別地域における除染の基本的考え方

(今後、市町村等と調整、具体的で実効ある計画の策定と実施を行う。)

○先行除染

- ①除染活動の拠点(役場、公民館等)
- ②アクセス道路や除染に必要な水供給のためのインフラ整備を急ぐ。
常磐自動車道は南相馬までほぼ工事は終了しており、関係省庁及びNEXCO東日本(東日本高速道路株式会社)と協力し、早期供用開始のため除染を迅速に実施する。

○本格除染

主なプロセスとして、

- ①除染を実施する土地の関係者(所有者等)の把握
- ②住民への説明会
- ③建物等の立入りの了解
- ④放射線のモニタリング・建物等の状況調査
- ⑤除染の同意

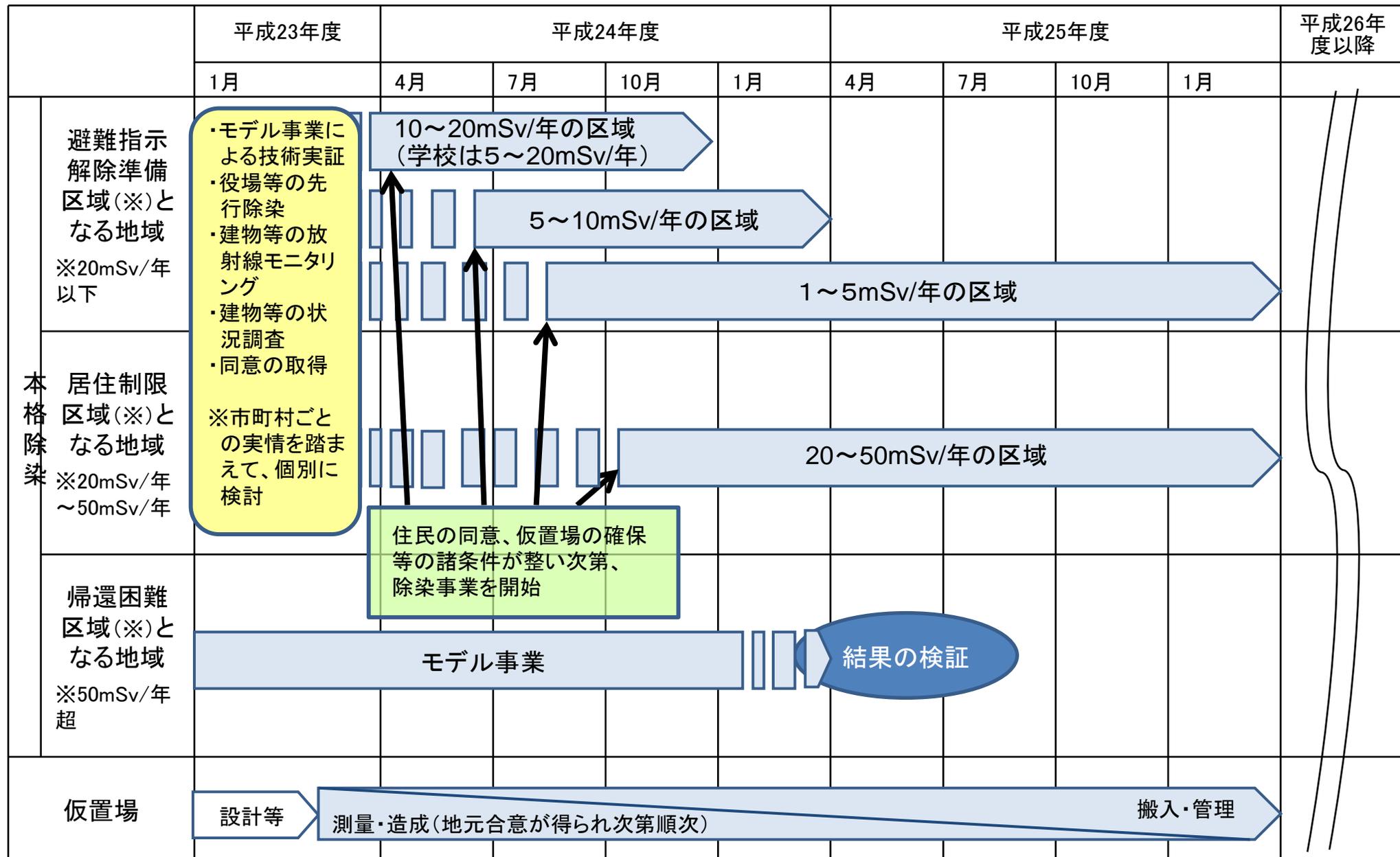
などを経て、除染作業を実施することとなる。

なお、除去された土壌や廃棄物の仮置場の受け入れ能力、作業に要する人員・資機材等の確保状況などの制約がある場合には、柔軟に対応。

また、事業者への発注に当たっては、地元雇用の確保に配慮

(図2)

新たな避難指示区域ごとの除染工程表



※具体的な除染の実施に際しては、市町村ごとに除染の手順を設定。

※除染の実施に当たっては、モデル事業(内閣府、環境省)等で得られる技術的知見を適宜取り入れる。

新たな避難指示区域ごとの除染の考え方

- 下記の進め方を原則とし、個々の市町村の線量状況等を踏まえて調整し、除染計画を策定することとする。

＜避難指示解除準備区域となる地域＞（概ね20mSv／年以下の地域）

- ・平成24年内を目途に、10～20mSv/年の地域を除染（学校は5 mSv/年（1 μ Sv/時）以上）
- ・平成25年3月末までを目途に、5～10mSv/年の地域を除染
- ・平成26年3月末までを目途に、1～5mSv/年の地域を除染
- ・地域の具体的な目標値は、モデル事業の結果も踏まえ、除染計画で示す。
- ・当面は、すべての地域で10 mSv/年未満を目指す。また、学校は再開基準である1 μ Sv/時未満を目指す。

＜居住制限区域となる地域＞（概ね20～50mSv／年の地域）

- ・平成24～25年度にかけての除染
- ・20～50ミリシーベルトの地域を段階的かつ迅速に縮小
- ・市町村等と協議の上、優先すべき区域を明らかにしつつ除染を実施

＜帰還困難区域となる地域＞（概ね50mSv／年以上の地域）

- ・当面は、除染モデル実証事業等の実施。
- ・その結果に基づき、地域ごとに除染の実行可能性・効果等を明らかにし、市町村等の関係者と協議し、対応の方向性を検討。

(図3)

除染工程の一連の流れ

